

審査基準及び標準処理期間

令和5年9月1日作成

|          |   |
|----------|---|
| 法令等名     | 大規模地震対策特別措置法施行規則  |
| 根拠条項     | 第6条の3第1項  |
| 処分の概要    | 標章及び証明書の書換え交付   |
| 原権者（委任先） | 大阪府知事・大阪府公安委員会  |
| 法令等の定め   | 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の3第2項<br>(標章等の記載事項の変更の届出)  |
| 審査基準     |   |
| 標準処理期間   | 5日（行政庁の休日は含まない。）※   |
| 申請先      | 警察署交通課交通規制係（ただし、交通規制係が未設置の警察署にあっては交通総務係又は交通係）及び地域交通課交通係・交通部高速道路交通警察隊計画係・交通部交通規制課道路使用第二係 |
| 問い合わせ先   | 交通部交通規制課道路使用第二係 電話06-6943-1234 内線51833  |
| 備考       | ※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。                             |